

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（教育総務課長専決事項）</p> <p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 職員の初任給、昇格及び昇給を決定すること。</p> <p>(12)～(33) 略</p> <p>(34) 教育情報システムの管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教職員の研修に関する事務を処理すること。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> 略</p>	<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p>2 略</p> <p>（教育総務課長専決事項）</p> <p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>職員（会計年度任用職員を除く。）</u>の初任給、昇格及び昇給を決定すること。</p> <p>(12)～(33) 略</p> <p>(34) 教育情報システムの<u>整備及び管理</u>に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>(教職員課長専決事項)</p> <p>第8条 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 教職員(臨時的任用の職員及び非常勤職員に限る。)の任免に関すること。</p> <p>(2)～(23) 略</p> <p>(24) 教育庁及び教育機関(学校を除く。)(以下「教育庁等」という。)及び県立学校の非常勤職員並びに市町立学校の県採用の非常勤職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関すること。</p> <p>(25)～(30) 略</p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p>第9条 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 芸術推進指定校に関すること。</p> <p>(11)～(19) 略</p>	<p>(教職員課長専決事項)</p> <p>第8条 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 教職員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。)及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する特別職に属する非常勤の職員の任免に関すること。</p> <p>(2)～(23) 略</p> <p>(24) 教育庁及び教育機関(学校を除く。)(以下「教育庁等」という。)及び県立学校の非常勤の職員並びに市町立学校の県採用の非常勤の職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関すること。</p> <p>(25)～(30) 略</p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p>第9条 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 文化芸術推進指定校に関すること。</p> <p>(11)～(19) 略</p> <p>(20) 学校安全に関する指導、助言、報告及び研修会、講習会等の実施に関すること。</p>
<p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する報告に関すること。</p> <p>(3) 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修会、講習会等の実施に関すること。</p>	<p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 体育、学校保健及び学校給食に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 体育、学校保健及び学校給食に関する報告に関すること。</p> <p>(3) 体育、学校保健及び学校給食に関する研修会、講習会等の実施に関すること。</p>

改正前	改正後
(4)～(8) 略	(4)～(8) 略

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。